

第 153 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 6 月 15 日（木） 10:00～11:30
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称)神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価事前配慮書に関する審議 (第 2 回)
出席者 23 名	◇審査会委員：9 名 武田委員，榎村委員，藤原委員，川井委員，岡村委員，加賀委員，島委員， 山下委員，増田委員
	◇環境局職員：8 名 磯部環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長，中村自然環境共生課長 ほか事務局 5 名
	◇事業者：6 名 BayWa r. e. Japan（株）事業開発部 多賀谷部長 他 5 名
公開・ 非公開	一部非公開（傍聴人 1 名）

○開会

【議 長】 本日は、先生方にはお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、第 153 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日は、(仮称)神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価事前配慮書に関する審議（第 2 回）を予定しています。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

【自然環境共生課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議 長】 このあとの議事では、審査会意見形成に関する議論を行います。

この情報につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報として、本審査会運営規程第 5 条第 1 項第 1 号にあたるため、非公開での審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

ご異議がございませんようですので、後ほど、審査会意見形成に関する議論の際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局より、事業者のご紹介をお願いいたします。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは、事務局より、資料6についての説明をお願いいたします。

《資料6 事業実施区域及びその周囲の概況 の説明》

【議長】 続いて、事業者より資料7についてご説明をお願いいたします。

《資料7 前回審査会における委員意見等に対する回答 の説明》

【自然環境共生課長】 前回、委員から神戸市環境マスタープランや神戸市地球温暖化防止実行計画に関係して、どれぐらいの計画上の寄与があるのかということでご質問いただきましたので、それについてのご説明を補足させていただきます。

まず、先ほど事業者からご報告ありました発電量ですけれども、年間に4000万kWhの発電量が今回の太陽光パネルで賄われるということですが、神戸市域の電力の消費量が2014年で90億kWhでございます。4000万kWhに対して、90億kWhという関係でございますので、おおよそ神戸市域の電力消費量の0.45%ぐらいを占めています。0.45%というのは、単一の太陽光パネルとしては大きな数字を占めているものと思います。

また、CO<sub>2</sub>の排出量ですけれども、事業者の算定によりますと年間約1.9万トンというご報告があったかと思っておりますけれども、神戸市域の2014年度のCO<sub>2</sub>の排出量は1274万トンであり、1.9万トンに対して1247万トンということで、割合としましては0.16%程度ということでございます。単一のパネル設置で0.16%の寄与があるということは、これも大きな寄与度であるという認識をしてございます。

【議長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】 先ほど神戸市におけるエネルギーの自立分散型にも貢献できるという説明があったかと思うんですが、今現在はすぐにはできないけれども、将来的にできると理解していいんですか。それとも、これ自体が自立分散型で考えていると理解していいんでしょうか。

【事業者】 資料ではエネルギー自立分散型への貢献と記載しておりますが、現状は全量買取制度による事業になりますので、20年間は自立分散型とは別の事業ということで事業を進めてまいります。

それ以降は、その時点の法制度をにらみながら自立分散化への貢献を検討したいと思っております。

【委員】 将来的に実現するという考えでいいですね。

【事業者】 はい、そういうことになります。

【委員】 わかりました。

【委員】 景観のことで確認をさせていただきたいんですが、まず、資料7のNo. 9で景

観予測の地点を、2地点追加していただけるということなんですけれども、具体的にはどこの場所かを教えていただければと思います。その近畿自然歩道と県道での複数地点が必要なかもしれないというのはあります。

【事業者】 まず、近畿自然歩道における予測地点について資料7の6ページ目をごらんください。事業実施区域の真ん中の南端に「永越谷川」と小さく表記しています。この「川」という文字のちょっと下の道路上の地点になります。

県道85号線の予測地点は、これをさらに南に行きまして、「山田町東下」の「下」という文字がございます地点になります。

【委員】 この地点を選ばれた根拠を教えてください。

【事業者】 まず、近畿自然歩道は一般の方が登山や散歩などで徒歩で通るからです。

【委員】 それはわかりますが、近畿自然道の中でこの場所だけにされた理由を教えてください。現地調査等をした結果、その地点を選択されたのか。その根拠を教えてくださいたいんです。

【事業者】 現地も見てまいりまして、この地点がほぼ中央に位置し、一番近くから事業地全体を見通すことができる地点ではないかというふうに考え、近畿自然歩道の予測地点は選定いたしました。県道85号線は、車などから見通せるというところと、よく人も歩かれるということからこの地点を選定いたしました。

【委員】 あと、もう1点お願いします。資料7のNo.11で写真があったほうがわかりやすいということで、それに対してはフォトモンタージュで予測してもらえるのでしょうか。

【事業者】 地点の選定を行い、重要な地点を選定したのちフォトモンタージュを行っていく予定でございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員】 この前、現地調査に行った時に思ったことを言っていいでしょか。

まず現地を見て、例えば太陽光パネルを設置したときに、南側にありました住宅地の高いところに2、3軒のお家があったかと思うんですが、第3案であれば、そこから多分真正面にパネルが見えるんじゃないかなという感じを受けました。例えば、一番上にあったお家の窓側からちょうど窓を開けたら真正面に見えるんじゃないかなという不安感があります。この前の現地調査では、その家よりも少し低いところで見ましたよね。だから、私としては第3案と第2案の組み合わせがいいんじゃないかなと思ったんです。というのは、第3案の一番上の高いところにパネルが設置されると、もしかするとすごく景観に影響があるかもしれません。それを考慮して、本当に景観的に真正面に見えるようであれば、少し低めの位置にパネルを設置する、つまり第3案と第2案の組み合わせがベターではないかと考えました。それから、歩いた地域がすごくすてきな里山林が残っている地域で、鳥もいっぱいいて、虫もいっぱいいてそれで水も十分いい水が流れているというところでした。すでに聞いたかもしれないんですけど、伐採した樹木

の再利用の方法を教えてください。太陽光パネルを設置する際に、盛土や切土をされるとと思いますが、切土の部分はコンクリート舗装しないままだと思うんですね。先ほど雑草等を住民に除去してもらおうと説明がありましたが、その場合、例えば大雨が降ったときの土砂の流れはどのように食いとめるのでしょうか。この場所の地質は、礫と砂ということで、かなり吸収性があるとは思いますが、大雨が降ったときの対処方法を教えてください。それから、パネル自体はそこの外気温よりもさらに高くなって、20度から40度ぐらい高い温度があらわれるということになるかと思えます。そうすると、周りの動植物等にも大きく影響が出る可能性が考えられますので、また確認しておいてください。パネルの反射光は恐らく角度によってもかなり違うと思えますが、特にこの南側にある住宅街、資料7の6ページの写真撮影起点の地点から見て光ったものがいつも見えるということがあれば、第2案と第3案の組み合わせのほうが高いところに太陽光パネルが設置されなくてよいのではないかと考えましたので、お知らせしておきます。回答していただきたいのは、伐採した樹木の再利用の方法と、盛土や切土をしたときの造成地域において、集中豪雨に対応ができるのか、周りの水にも影響が出ないのか、田畑等の影響が出ないのかどうかを教えてください。

**【事業者】** 樹木の再利用についてですけれども、開発がこれから3年以上あとになりますので、これからいろいろな検討をさせていただこうと思っております。具体的には、伐採した樹木をチップとして利用するとか、あるいは他の再エネに利用するとか、そういった再利用ができないかを検討させていただきたいと思えます。

切土、盛土の土砂を食いとめる方法についてですが、早期に生育する植物の根によって固めまして、表土が流れないようにまず食いとめます。それとともに、工事中は仮設沈砂池を設けまして、そこに濁水をためて、うわ水を流していくという方法で下流への濁りの影響が生じないようにしていきたいと考えております。

**【委員】** 最近、集中豪雨がどこで降るとも限らない状況ですので、結構その辺が気になります。

**【委員】** こういうことを聞いていいのかなと思うのですが、事業者としてこの事業をどれぐらいの期間やる予定なんですか。気になるのは、事業終了後どうなるんだということです。

**【事業者】** 事業としては、再生可能エネルギー特別措置法に基づいて20年間の契約を電力会社と結んで電力を供給する事業になります。金融機関から借り入れ等をしながら事業をしていきますので、事業の初期のほうはどちらかというと借り入れを返していくという部分がございますので、事業的には長く継続したほうが事業性が高まるというようなビジネスになりますので、なるべく長期で安定して発電事業をしていくというのが私たちの基本的なスタンスです。あとは20年経ったあとどうするかという問題が出てこようかと思うんですが、こちらはその将来の法制

度を注視してその後の事業展開を検討していきたいと思えます。仮に日本で 20 年後、再生エネルギーが推進されないということになりましたら、撤去せざるを得ないと思えますが、撤去につきましても 20 年間の事業期間で撤去費用を積み立ててまいりますので、そのまま放置するとか、産業廃棄物として荒れたままなるといようなことはないように事業を計画しております。

- 【委員】 資料 7 の 1 番の、ほかの事例の資料が入手できなかったと書いてありますが、これはもう公開されていないですかね。インターネットでは見れないけれども、役所へ行ったら公開しているのではないのでしょうか。
- 【事業者】 一定期間縦覧されたあとは、役所へ行っても非公開という扱いになっています。
- 【事務局】 神戸市では縦覧期間が終わっても、市役所に来られた場合は、古い図書でもその場限りですけどお見せすることはできます。また、職員同伴で、コピーをすることもできます。
- 【委員】 そうですね。だから、ネットで調べるだけじゃなくて、実際行って見られるかどうかを確認してほしいと思えます。ネットで調べただけで、事例がありませんということでは、調べ方として不十分だと思えます。もう一度、確認をお願いします。
- 【委員】 先ほど、事業をどれぐらい続けるかという話がありましたけど、太陽光パネルの耐用年数はどれぐらいなんですか。
- 【事業者】 メーカー保証があり、太陽光パネルについては、通常 20 年から 25 年の保証期間になります。アメリカの事例では、確か 40 年程度経った現在でも発電を続けていると聞いております。
- 【委員】 太陽光発電所のメンテナンスでは、どういう作業が必要になるのでしょうか。
- 【事業者】 太陽光発電所の一つの大きなメリットとしては、動的なエネルギーを電気に変換するのではなく、太陽光が照射されてそれを電気に交換していくというもので、余り大規模なメンテナンスが必要ないというのがメリットの 1 つになります。
- 一方で広大な敷地の中で、雑草が伸びたりしますので、定期的に刈って周辺への影響を少なくしていくというのが主なメンテナンスになります。
- また、法的には電気主任技術者の選定というのが求められていますので、電気主任技術者が定期的に現地を訪問してメンテナンスをするというような流れになります。
- 【委員】 普段はその発電所には、人はどれぐらいの頻度で訪問するのですか。
- 【事業者】 法律で 50MW 以上の場合は、常駐の管理者が必要になりますが、今回の事業は 50MW 以下ですので、一応法的には常駐の管理者は必要がないとなっています。
- 一方で、防犯対策も兼ねて防犯カメラを設置する予定にしております。
- 【委員】 今のご質問に関係して、先ほども質問がありましたが、例えば集中豪雨があっ

て、濁水が発生したという状況が発生した場合、施設としてそれをチェックする体制は作れていないと理解してよろしいですか。

つまり、濁水を常時チェックできるような人はそこにはいないということですか。あるいはガードマンが監視するというのでしょうか。

【事業者】 管理者が先ほど常駐していないとお答え申し上げましたけれども、例えば雷とか積雪とか集中豪雨のようなときは、契約した会社がメンテナンスに訪問することになっています。そのときに濁水の状況も目視チェックするということは可能であると考えてます。

【委員】 ぜひそういう体制をつくっていただければと思います。

【委員】 先ほどの景観の質問の続きで、検討をお願いできたらと思うんですけども、今回の事業計画の改変面積はかなり広いので、事業実施区域の視認可能域を算出してほしいです。特に南側に集落等、人が行動するような地域を主で見えていただきたらと思うんですけども。視認可能域というのは地形データを入れると算出できると思いますので、それをまず出していただいた上で、景観の予測を行う代表点を選定することをご検討いただけたらと思います。

【事業者】 標高データを入れて事業地からのぞいたときにどういう範囲が見えるかを算出するというのでしょうか。

【委員】 事業地からでなくて、事業地が見える範囲です。事業地が見える地域がどこまでになるかという。それは何キロという区分で区切っていただけたらいいんですけども。そういう手法がありますから。それを使っていたらとよいと思います。

【事業者】 検討させていただきます。

【委員】 この間現地視察したときに、周辺に特定外来生物のオオキンケイギクがかなりあったんですが、工事のあとそういうものが侵入しないように対策をとっていただきたいと思います。どうしても造成したあとの場所に侵入しやすいので十分注意していただきたいと思います。

【議長】 ほかに質問がないようでしたら、どうも事業者の方説明ありがとうございました。退席していただいて結構です。

《事業者 退席》

【議長】 それでは、これからの審議を非公開といたします。

傍聴者の方は恐れ入りますが、資料は席に置いてご退出いただきますようお願いいたします。

それでは、資料配布をお願いいたします。

【事務局】 ただいま、お手元にお配りいたしました骨子案は、前回の審査会でのご意見、さらには事務局が各委員に個別に聴いたご意見に基づきまして取りまとめたものでございます。

では、個別に内容をご説明した上で、解説という形でご説明させていただきます

す。

《骨子案の説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 太陽光パネルの反射光及び表面温度による影響を評価するように意見に入れてほしいです。例えば、気温が 30 度あるときに 40 度上ったら 70 度になり、かなり高温になるので、その地域がヒートアイランドのようになります。都会につくる分にはいいんですが、周りが全部森というようなところではかなり影響が出そうな気がしますので、表面温度による影響についても意見に入れていただければと思います。

【委員】 今のご意見に関係して、事業区域の北側ぎりぎりのところまでパネルがあると、夏場は南風が吹く可能性が高いと思うので、温まった空気はすぐに北側の植生に影響が出るような気がします。熱風がそこへ吹きだまるような形になるので、その影響はある程度評価する必要があると思います。また、物理化学的な影響というのももちろんあると思いますし、それに加え、温まった空気が全部帝釈山へ全部吹き込むような形になる植生への影響が出る気がします。ここは非常に自然植生がいいところという有名だったと思うので、きちんと評価する必要があると思います。

【委員】 すぐ上の周辺の植物には影響が出るかもしれないですね。

【委員】 場合によっては、枯れてしまうかもしれません。

【委員】 一般的事項につきまして、太陽光パネル等の撤去に関しては、事業者より、事業計画に入れるとのご説明がありましたが、撤去しても、もともと森林だったところがすぐ森林に戻るわけではないので、やはり植生の回復も含めた事業計画にさせていただかないといけないと思います。その中で、先ほどの事業者からのご説明では、事業の前半は借入金を返していき、余裕が出てきたら撤去後の費用の積立をするというニュアンスでしたが、いつまでこの事業がどのような状態で続くかわからないので、早い時期から、事業停止したときのパネルの撤去、森林の回復に向けた計画を入れてもらうようにしないとけないと思います。会社そのものも 20 年間必ず維持されるとは限らないので、最初から計画に入れていただく必要があると思います。

また、先ほど質問にも出ましたが、大雨が降ったときの水質というのは、やはりこの地域の場合は、下に人造湖もありますし、濁水が流れ込んで衝原湖へ入っていくことになるので、影響が大きいと思います。そのため、監視体制が全くないのは不備なような気がします。

先ほどの事業者から、50MW以上は監視体制が必要であるが、44MWであれば不要であるというご説明がありましたが、それは裏を返すと、この規模で監視体制が全くないというのは非常にリスクがあるということです。何らかの形で水

質、あるいは風による影響も周辺に対して出ることもあるかと思えます。つまり、今までは森林で防いでいたものが、森林が伐採されることにより全部地面になるので、そういう意味で、現地の状態を常時きちんと把握できるように、あるいはトラブルが起こるときにはすぐに把握できるように、監視体制をつくる必要があると思えます。特に、大雨のときの濁水の問題というのは相当深刻に考えないといけないと思えます。

【委員】 やはり、今後電力が余ってくる可能性もありますので、撤去後も含めた事業計画の検討というところで、当初からやはり跡地の撤去の費用を積み立てていくというようなことも必要かと思えます。

ちなみに、これは借地ですか、それとも土地を買われるんですか。

【事務局】 借地です。

【委員】 借地ですね。だから、土地所有者とどういうコスト条件になっているかはわかりませんが、基本的にはやはり撤去費用を積み立てていくということが必要であると思えます。

また、熱波については、大きな面積にパネルが設置されるので、やはり非常に周囲へ影響があると思えます。自然への影響もそうですが、地図見るだけでも非常に集落と近いですね。山田町東下に集落があり、人が住んでおられるように見えます。だから、人の生活への影響がどれぐらいあるのかということも調べていただく必要があるかと思えます。

次に、大雨による影響ですが、ここの土地の地質は礫であったと思えますが、全部太陽光パネルになるので、計画されている調整池は、一般的な開発の場合の調整池の数値のとらえ方かもしれませんので、それだけで十分なのかという疑問があります。それから、先ほどから議論になっておりますが、最近気候が一般的でなく、非常に変動が多く、渇水と豪雨が両方起こっています。例年通りの雨量みたいなものをベースにこの調整池が計算されているとすると、やはり大量に雨が降った場合には予想外のことが起きるので、この調整池の面積や容量で十分なのか気がなります。

【委員】 熱波の関係で、例えば、基本的には夏場は南風ですけど、台風来たら北風吹くことがあります。そのときには温まった風が南へ下がってくることになると思えますので、周辺住民に対しても温度が上昇する影響を考えなくていいのかなというのは、私も思いました。

【委員】 ちょっと教えていただきたいのですが、普通のヒートアイランドは都市部等で熱を使うことによってヒートアイランドが発生しますよね。太陽光発電所をつかった場合、太陽光エネルギーが地面に降り注いでいるその一部分を電力に使うというところにエネルギー的にはどうなるのですか。そこはやっぱり熱源になるんでしょうか。

【委員】 熱源とは別に、太陽光パネルの上の表面温度の観測結果が出ており、外気温に



比べて 20 度から 40 度くらい高くなります。

【委員】 パネルの表面の温度がですか。

【委員】 そうです。

【委員】 エリア全体の熱収支は減るはずですよ。

【委員】 はい、減ります。当然ながら、表面温度が高くなれば、熱風になりますよね。面積狭ければ問題ないですけど、広いので影響が出ると思います。

【委員】 また、植生がある段階は、水分が蒸発する分で温度が下がってますから。

【委員】 そうですね。

【委員】 結局ヒートアイランドと同じようなことが起こるんだと思います。

【委員】 普通の熱を使ってできるヒートアイランドとは違うのですよね。

【委員】 違います。

【委員】 太陽光発電の場合、どう違うのでしょうか。エネルギー量としては、どうなるのでしょうか。

【委員】 例えば、簡単に言うと大学に構造物ができて、その辺の表面温度が高いと大学の中が暑いという状況と同じだと思います。だから、中に入れば暑いけど、外側の森を歩いている分にはそんなに暑くはないと思います。しかし、風が吹けば熱風が生じますよね。

【委員】 植生があると涼しいのですが、結局植生がなくなる、つまり水分の安定的に保持されてる部分がなくなり、地面になって表面がガラスになるというのもある種のヒートアイランド、つまり、都市化と同じことになるだろうと思います。

【委員】 温度差ができるとまたそこには風も起こりますし、冷たい風が太陽パネルのほうに流れる可能性もあります。

【委員】 先行事例を調べていただき、どのような影響が生じる可能性があるのかという知見を集めてほしいと思います。

【委員】 先行事例については、前回の審査会でそのような影響評価があるものを調べてくださいとお願いしましたが、見つからなかったという回答でした。

第3案と第2案の間の案にしてはどうかという提案についてですが、今事業者が提案しているのは第3案であり、この案では上部に太陽光パネルが集中した形になっています。そうすると、太陽光パネルの設置場所の一番高いところから住宅側を見たときに住宅が見えたら、恐らく住宅から太陽光パネルが見えるはずで、現地調査で思ったのは、結構低いところからも事業実施区域が見えていたので、恐らく高ければ高いほど見えるはずで、なので、少し横広がりにして、少し低い位置に太陽光パネルを設置する案、つまり第2案と第3案の中間案にしてほしいということをおっしゃりました。

【事務局】 事前配慮書の 222 ページをごらんください。これは、集落の一番高いポイントから視認できる範囲を示したものです。緑枠が第3案なので、先生がおっしゃるようにこの集落の高いところから見たら、第3案でも一番北側が見えます。

- 【委員】 そうですね。
- 【事務局】 予測でも見えるだろうとなっています。これをなるべく見えないような形で検討できないかということですね。
- 【委員】 全般的事項の一番上の部分は、最も大事なところだと思います。周辺環境への影響最大限回避して提言するというごもつともですが、既に先行事例が幾つもあって、14の事例をリストにされており、先ほどの神戸市のご説明でも環境影響に関する情報は公開されているということです。この全般的事項のこの一番上の部分に先行事例では環境影響もしっかり調査して、それを個々に取り入れるというようなことを入れてはいかがかと思います。
- また、もう既にご意見がありました。集中豪雨のような大雨の事例については、この個別的事項の(1)の大気質のあとに水質と入れるのか、あるいは(2)の地形・地質・地盤のところに大雨や集中豪雨等の対策をこの部分に入れていただくということではいかがでしょうか。
- 【委員】 集中豪雨ではなく、逆の場合、つまり乾燥期に、ため池に水がたまるのでしょうか。あれだけ森林伐採すると、水が出ないようにするのはないかなと思います。下の田んぼに水を入れるのにため池を使っているのではないかと思います。
- 【委員】 景観について、集落も近いというのがありますが、三木のほうへ抜けていくこの道は、結構時間的には交通量の多いのですが、なかなかいい風景の中の道です。従って、沿道景観を守るという観点を入れておいていただきたいなと思います。生活に密着した地点や事業実施区域を遠望できる地点というの必要ですが、要するに道路に沿った良い風景を維持するという観点から見て、太陽光発電所が建設されることがどう影響するか、あるいはその道路通るといふものから見て、どういふふうに見えるかという観点を配慮してほしいです。
- 【委員】 道路から見える幅は狭いのではないですか。
- 【委員】 狭いとは思いますが、どう見えるかが気になります。
- 【委員】 高いところは見えると思いますが、周りに森林が残ってるので見えづらいかと思えます。
- 【委員】 ただ、道路を通るといふ観点から見てどう見えていくのかというのは、私はやはり気にしていただきたいなと思います。
- 【委員】 前回は沿道の景観については意見を申し上げたと思います。
- 【委員】 視点場に入れてもらったのは結構ですが、集落の生活者から見た景観や帝釈山等その他から見た景観、あるいはこの北町のほうから見た景観いうのも大事ですが、同時にやはり道路に沿った景色、風景等を守るという観点も必要ではないかということをご検討ください。
- 【委員】 全般的に前提として、先ほど資料6でご紹介があったみどりの聖域はどのように位置づけられているのでしょうか。つまり、神戸市としてこの地域はどうしたいのか、もしくはどうしてはいけないのか、それをここにすることはできな

いんでしょうか。

そういう地域に指定しているため、なるべく低減しなさいとか、あるいは最大回避しなさいとかいうような書き方をすると、なぜ一番最初のところが必要なのかと趣旨が入ると思います。

【自然環境共生課長】 本事業の実施区域は、緑地の育成区域に該当しますが、この地域については許可の条件として、確保すべき樹林地率や自然率の条件があります。つまり、可能な範囲での緑地の保全が必要になります。そのような観点を全般的事項に盛り込むこととします。

【委員】 そうすれば、この意見の趣旨が明確になると思います。

【委員】 これは事業者に聞くべきでしたが、事業区域はフェンスで囲まれるのでしょうか。また、それにより人が通れなくなるのでしょうか。帝釈山の登山口が南側にあり、事業区域内を通っているのですが、これは通れなくなるのでしょうか。

【自然環境共生課長】 事業者に登山道のつけ直しを行うのか等について確認いたします。

【委員】 第3案になると、入れなくなるかもしれません。

【委員】 登山道をつけかえてもらわないといけませんね。

【委員】 そうしないと、上がれないですよ。

【自然環境共生課長】 現在の登山道の位置や、今後開発によって登山道を迂回させる予定なのかを確認しておきます。

【委員】 資料7の別添7-1に太陽光の事例のリストは、環境影響評価手続を行った事例のリストなののでしょうか。

【事務局】 そうです。アセス条例で太陽光発電所の建設が対象事業となっている自治体は限られていますが、そこでのアセス手続の実施事例が掲載されています。

【委員】 他の事例の環境影響評価書を役所へ行って確認するのも参考にはなるでしょうが、環境影響評価の事例だけではなく、実際に太陽光発電を運用しているところの事例も確認してもらう方が良いと思います。アセスをやっていないところであっても、既に大規模に運用されているところはあると思います。

【委員】 環境省か役所でそういう事例をまとめているのではないのでしょうか。

【委員】 太陽光発電所は、むしろ環境省が推進する立場だからやっていないでしょうね。

【委員】 そうですね、推進するほうですね。

【委員】 メガソーラーの事例はたくさんあります。

【委員】 ただ、森の中に設置された事例はあまりないでしょう。長野県や茨城県に設置された事例はありますが。

【委員】 だから、アセスの事例に限らず、先行事例をよく調べていただくという書き方にさせていただくとよいと思います。

【委員】 事業者側から出ているものではなく、住民側から出たものでないと、余り悪影響は出てこないですよ。事業者側から出されているものには、悪影響はあまり

記載されていません。私もインターネットで調べてみましたが、良い事例ばかり記載されています。そのため、住民側からの意見があると参考になるのではないかと思います。

運用事例の中には、鳥の糞が落ちるとその8枚が全部電源がとれないという事例はいっぱい書いてありましたけどね。1枚葉っぱが飛んできて落ちるとそこが発電ができない。直列なので。1枚ごみとかちりとか大きなものが落ちると、その8枚分はとれないという仕組みになっているみたいです。

【自然環境共生課長】 そうですね。家庭用のパネルでも一部欠損が起これると大幅に発電量が減るようです。

【委員】 一番影響が大きいのが黄砂です。黄砂はすぐに対処しないとこびりついてしまいます。

京都にエコロジーセンターありますが、過去に黄砂による影響で大変だったことがあるようです。

【委員】 維持費が大変ですね。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、本日の資料の取り扱い等について、ご説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 審査会意見の審議資料として、今お配りしております骨子案につきましては、情報公開の神戸市の条例に定める審議・検討等情報に該当するというこのため、一旦これは非公開とさせていただきます。

今回の資料につきましては、審議会意見がとりまとまって、公表したのちに公開をさせていただきたいと考えてございます。

また、次回の審議会におきまして、この審議の内容でございますが、今回同様非公開とさせていただくということについて決議をお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

【議長】 今、事務局のほうから提案がありましたように、次回の審査会では非公開としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ありがとうございます。

それでは、次回の審査会は非公開とさせていただきます。

では、今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 ただいま骨子案に基づきまして、さまざまなご意見をいただきました。

これらのご意見をもとに、事務局で審査会意見書（案）を作成し、次回の審査会においてご審議いただきたいと思いますと考えてございます。

また、後ほどお気づきになりました点ございましたら、6月21日までに事務局までご連絡いただけましたら、反映させていただきたいと思っております。

次回、ご検討いただく時間がございますので、どんなことでもご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

また、今日、審査会でご使用いただきました資料につきましては、事務局で保管をさせていただきますが、お持ち帰りになっても結構ですので、お持ち帰りになる場合は事務局までお伝えください。

次回は7月3日（月曜）の午前中を予定しています。次回は、意見書のとりまとめに関する審議であり、委員の方々の過半数の出席が必要となっておりますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。